

第4章 取り組み

1. 取り組みの体系 ~どのような形で取り組むのか~

前章の重点目標及び基本目標の達成に向けた取り組みとして、重点施策と基本施策の施策体系を次頁に示します。

なお、重点施策と基本施策の考え方は次の通りです。

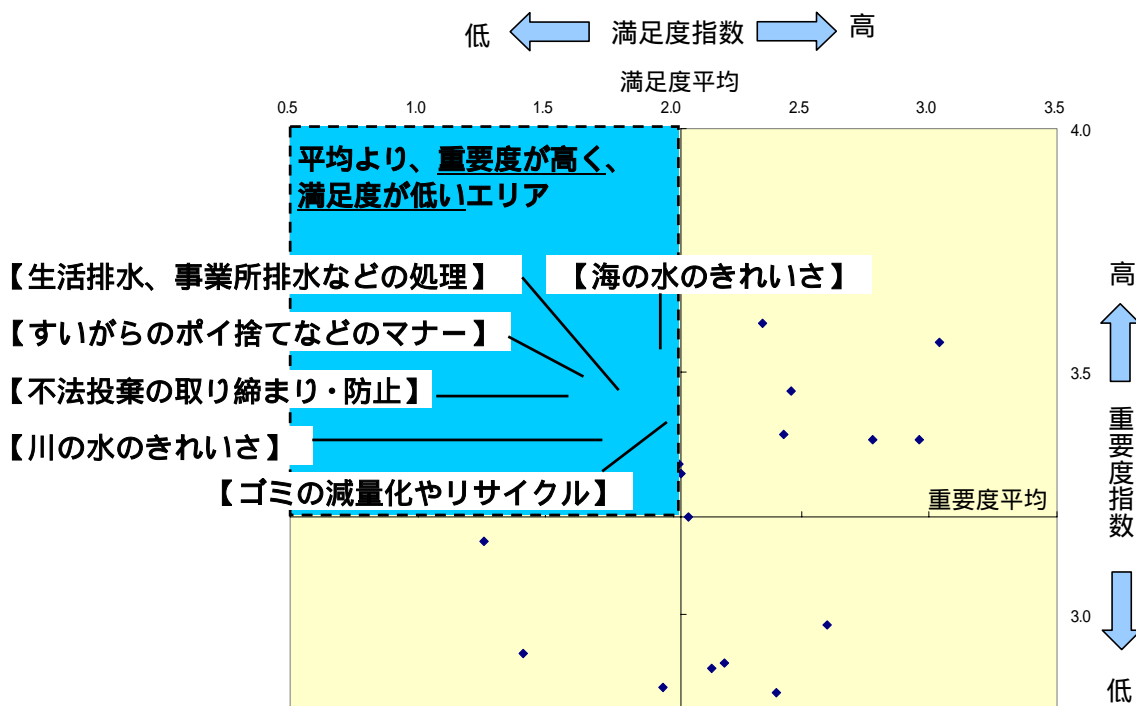
重点施策

重点目標を達成するため次の観点から重点施策を設定しています。

- (1) 市民アンケート結果において市民の満足度が低く重要度が高い取り組み
(下図参照)
- (2) 地域小集会において特に要望や不満が多かった取り組み
【ごみの分別マナーの問題】・【水質の保全】
- (3) アンケート、地域小集会や策定委員会を踏まえ、総合的に判断して、特に必要な取り組み
【環境教育・学習】・【協働のしくみ】

基本施策

重点施策以外で一般的に取り組むべき施策を基本施策として設定しています。



重要度と満足度の散布図
(全26項目中6項目を表示)

横軸を満足度、たて軸を重要度とし、それぞれの平均を軸とする。左上の6項目を回答者は重要と考え、かつ満足していないことを示す。

2 . 取り組み内容 ~何をするのか~

次頁から目標ごとに取り組み内容を次のように記載していきます。
なお、重点目標については、成果目標を設定していきます。(基本目標は表示のみ)

重点目標について

めざす成果目標

達成をめざす重点目標の成果を示します。

【達成すべき環境の状態】

施策の推進によって達成すべき環境の状態を示します。

【指標と目標値】

達成すべき環境の状態を、数値として評価するためにふさわしい指標を設定し、現状値、5年後、10年後の目標値を掲げます。

重点施策について

方針

施策の方向性と重点的に取り組むポイントを整理しています。

協働の考え

施策の推進に向けた「市」「事業者」「市民」の協働の役割分担を位置づけます。

主体別取り組み

市の取り組み(具体的な施策)

【基本方針】 市として重視すべき取り組みの方針を示します。

【主要な施策事業】 主要な具体的施策事業を示します。

事業者の取り組み 事業者が主体的に取り組むべき環境行動指針を示します。

市民の取り組み 市民が主体的に取り組むべき環境行動指針を示します。

滞在者の取り組み 滞在者が主体的に取り組むべき環境行動指針を示します。

基本施策について

方針

取り組むべき施策の考え方、方向性を示します。

主体別取り組み

重点施策と同じ

環境目標 1 : 安全で健康なくらしがあるまち (生活環境の保全)

環境目標

1 安全で健康なくらしがあるまち (生活環境の保全)

重点目標

1-1 水質汚濁がなく、海や川の水がきれいである(水質の保全)

重点施策 家庭や事業所からの排水をきれいにする

1-2 大気汚染がなく、空気がきれいである(大気の保全)

基本施策 自動車交通や事業所の大気汚染対策を行う

1-3 いつでもおいしい水道水が飲める(良質な水道)

基本施策 良質の水道水を安定供給する

基本目標

食の安全が守られている

基本施策 安全でおいしい食材を守る

騒音・振動がない 悪臭がない 環境汚染がない

基本施策 生活環境を守る

重点目標 1 - 1

水質汚濁がなく、海や川の水がきれいである(水質の保全)

めざす成果目標	達成すべき環境の状態	市内を流れる河川の水質が改善されている	
	指標と目標値	5年後の目標値 平成 23 (2011) 年度	10年後の目標値 平成 28 (2016) 年度
	河川の BOD* 値	全ての調査地点での河川の BOD 値の改善向上	河川の COD の環境基準達成の調査地点数の拡大
	海域の COD* 値	全ての調査地点での海域の COD 値の改善向上	海域の COD の環境基準達成の調査地点数の拡大

重点施策 家庭や事業所からの排水をきれいにする

方針	下水道整備や浄化槽の普及とともに、川の水を汚す原因となっている家庭からの生活排水と事業所等からの排水を浄化し、きれいな川を守ることを重点的に取り組みます。	
協働の考え	市の役割	<ul style="list-style-type: none"> 生活排水対策を推進し、市民の取り組みを支援・啓発します。 事業所からの排水の監視・指導します。 川や海の水質を監視し、市民に広報します。 川や海を守る地域活動の協力体制や活動を支援します。
	事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> 事業所からの排水をきれいにするように努めます。 きれいな川や海を守る地域活動に参加・協力します。
	市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 家庭から汚れた排水を流さないように努めます。 きれいな川や海を守る地域活動に参加・協力します。

* BOD(Biochemical Oxygen Demand; 生物化学的酸素要求量)

水中の有機物を好気性微生物のバクテリアが酸化分解するのに要する酸素量であり、代表的な河川の水質指標として用いられる。

値が高いほど有機物等が多量に含まれており、汚濁度が高いことを示す。

* COD(Chemical Oxygen Demand; 科学的酸素要求量)

水中の有機物を酸化剤によって酸化する際に消費する酸素量であり、代表的な海域の水質指標として用いられている。

値が高いほど有機物等が多量に含まれており、汚濁度が高いことを示す。

市の取り組み

基本方針

生活排水対策の推進

- ・ 公共下水道整備の推進及び普及の啓発をします。
- ・ 浄化槽普及の推進を図ります。
- ・ 老朽化したし尿処理施設機能の充実・更新を図ります。
- ・ 生活排水の汚濁を減らす取り組みが定着するように啓発します。

工場・事業所排水対策の推進

- ・ 事業所内で適切に処理するよう、監視・指導します。
- ・ 農畜産業者に適切に処理するよう、監視・指導します。

水質の監視・調査

- ・ 水質調査を継続して行い、結果を公表します。

水質保全活動の支援

- ・ 家庭排水の水質浄化を推進する活動を支援します。
- ・ 市民による水質保全美化活動を支援します。

主要な施策事業

公共下水道事業

特定環境保全公共下水道

浄化槽設置整備

大町漁港集落環境整備事業

農業集落排水機能強化対策事業

事業者の取り組み

工場・事業所排水における水質保全対策

- ・ 排水処理を徹底し、汚濁物質の削減に努めます。
- ・ 廃油はリサイクルするなど適正な処理に努めます。
- ・ 農畜産業において、水質が保全されるように適正な処理に努めます。

水質保全美化活動

- ・ 河川やその周辺での清掃活動に協力します。

市民の取り組み

家庭生活排水における水質保全対策

- ・ 川や海にごみを捨てない、汚さないようにします。
- ・ 洗剤の過剰使用をやめるようにします。
- ・ 廃食油を流しに捨てないようにします。また、リサイクルにも協力します。
- ・ 台所では水切り袋を使うようにします。
- ・ 石鹼などはできるだけ環境にやさしいものを選んで、適量使うようにします。

排水処理対応

- ・ 下水道が整備された区域では、速やかに下水管を接続し、水洗化に協力します。
- ・ 下水道が整備されていない区域では、浄化槽の設置に協力します。

水質保全美化活動

- ・ 道路側溝などの清掃活動を行い、河川や海への濁水流入の防止に協力します。
- ・ 河川やその周辺での清掃活動に協力します。

重点目標 1 - 2

大気汚染がなく、空気がきれいである(大気の保全)

達成すべき環境の状態	空気がきれいで大気の汚れが改善されている	
	5年後の目標値 平成 23 (2011) 年度	10年後の目標値 平成 28 (2016) 年度
指標と目標値		
光化学オキシダント濃度の値	全ての調査地点での光化学オキシダント濃度の値の改善向上	全ての調査地点での光化学オキシダント濃度の環境基準の達成
二酸化窒素濃度の値	全ての調査地点での二酸化窒素濃度の値の改善向上	全ての調査地点での二酸化窒素濃度の環境基準の達成
浮遊粒子状物質(SPM) * 濃度の値	全ての調査地点での浮遊粒子状物質(SPM) 濃度の値の改善向上	全ての調査地点での浮遊粒子状物質(SPM)濃度の環境基準の達成
市バスのCNGバス*普及率	16.4% (2006〔平成18〕年度 3.3%)	

めざす成果目標

基本施策 自動車交通や事業所の大気汚染対策を行う

自動車利用による大気汚染の軽減のために、渋滞緩和対策や環境にやさしい公用車等の導入、公共交通機関の利用促進やマイカー通勤自粛運動などの啓発活動を推進します。

工場や事業所からの排煙による大気汚染の防止に取り組みます。

* 浮遊粒子状物質(Suspended Particulate Matters)

大気中の 10 μm 以下の粒子。空気中を長時間浮遊し、呼吸により人間の肺や気管に入り、その量が多いとぜん息や気管支炎などの原因になると言われている。そのため人の健康を守るために維持されることが望ましい基準(環境基準)が定められている。

* CNGバス

燃料に CNG (圧縮天然ガス = Compressed Natural Gas) を使用しているため、黒煙や Sox (硫黄酸化物) は一切排出されず、Nox (窒素酸化物) の排出量もディーゼル車の半分以下という理想の低公害車。さらに騒音も少なく、深夜の住宅街でも安心して運行することができる。

市の取り組み

基本方針

道路交通の円滑化の推進

- ・公共交通の利用促進を図ります。
- ・道路の渋滞緩和対策を図ります。

自動車排気ガス対策の推進

- ・大気汚染や地球温暖化の環境に配慮し、率先して公用車や市バスに低公害車を導入します。
- ・アイドリングストップなど環境に配慮した自動車の使い方の普及・啓発します。

固定発生源対策の推進

- ・工場・事業所の大気汚染の公害の監視、法令などに基づく規制・指導します。
- 大気環境の監視・調査
- ・大気質調査を継続して行い、結果を公表します。

主要な施策事業

CNG バス導入事業

事業者の取り組み

自動車利用の改善

- ・マイカー通勤を減らし、公共交通機関や自転車の利用に努めます。
- ・事業用車は低公害車、低燃費車の導入に努めます。
- ・共同配送や物流の合理化に努めます。
- ・アイドリングストップ運転（車の停止時のエンジン切り）に努めます。

固定発生源対策

- ・事業所では公害に関する規制基準を守り、大気汚染物質の低減に努めます。
- ・公害防止施設の整備に努めます。
- ・公害苦情に対する早期対応に努めます。

市民の取り組み

自動車利用の改善

- ・マイカー利用を減らし、徒歩や自転車、公共交通機関の利用に努めます。
- ・アイドリングストップ運転（車の停止時のエンジン切り）に努めます。
- ・自動車の買い替え時には、低公害車・低燃費車の購入に努めます。

滞在者の取り組み

自動車利用の改善

- ・マイカー利用を減らし、公共交通機関の利用に努めます。
- ・アイドリングストップ運転（車の停止時のエンジン切り）に努めます。

重点目標 1 - 3 いつでもおいしい水道水が飲める(良質な水道)

めざす 成果 目標	達成すべき環境の状態	安全で良質な水道水が安定供給されている	
	指標と目標値	5年後の目標値 平成 23 (2011) 年度	10年後の目標値 平成 28 (2016) 年度
	上水道普及率	94.7% (2006〔平成 18〕年度 91.8%)	97%

基本施策 良質の水道水を安定供給する

水道水の水質の保全と未給水地域の解消に取り組みます。

市の取り組み

基本方針

上水道施設の整備

- ・浄水場のろ過池の整備を継続し、ろ過機能の安定化を図ります。
- ・老朽化した配水管の布設替えを進め、有収率の向上と効率的な管路網の整備を図ります。
- ・老朽化した浄水施設の整備を図ります。
- ・上水道拡張事業を進め、水道未普及地域の解消を図ります。

水源地の整備

- ・自己水源の保全と水源地の環境整備を図ります。

水質の監視・調査

- ・水道水質調査を継続して行い、結果を公表します。

主要な施策事業

尾道大学敷地造成にともなう久山田水源地の環境整備(仮称)
御調町東部・西部上水道拡張事業

事業者の取り組み

水質の保全

- ・水質を守る取り組みに協力します。

水源地の保全

- ・水源地を守る活動に協力します。

市民の取り組み

水質の保全

- ・水質を守る取り組みに協力します。

水源地の保全

- ・水源地を守る活動に協力します。

基本目標 食の安全が守られている

基本施策 安全でおいしい食材を守る

安全な食材を確保するために、人と環境にやさしい農業を支援します。

市の取り組み

環境保全型農業*の推進

- ・農薬の使用量削減や有機物を利用した土づくりなど、環境保全型農業を推進します。
- ・農業者に対して環境に配慮した農業生産の普及・啓発します。
- ・地産地消の取り組みを推進します。

食育の推進

- ・郷土の食文化について啓発します。
- ・学校での食育を推進します。

事業者の取り組み

安全な食品の生産

- ・食品の使用原料、化学物質は正確な表示に努めます。

農業での環境保全

- ・堆肥や有機物を土壌改良に施した土づくりなど、環境保全型農業の取り組みに努めます。
- ・農薬の使用量を減らすなど周辺環境に配慮します。
- ・地産地消*に協力します。

市民の取り組み

安全な食べ物の購買

- ・農作物を購入するときは、地場の物を選ぶように努めます。
- ・農作物を購入するときは、有機農産物などの環境にやさしいものを選ぶように努めます。

食文化への関心

- ・郷土の食文化や郷土料理について関心を持つように努めます。

* 環境保全型農業

可能な限り環境に負荷を与えない（または少ない）農業、農法のこと。農業の持つ物質循環機能を生かし、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を軽減するように配慮した持続的な農業生産方式の総称。

* 地産地消

地域生産地域消費（ちいきせいさん・ちいきしょうひ）の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。

地元の農業を発展させるだけでなく、遠いところから食料を運んでくるには、多くの輸送エネルギーが必要となることから、環境に負荷をかけない消費方法の1つ。

基本目標 騒音・振動がない 悪臭がない 環境汚染がない

基本施策 生活環境を守る

市民の生活に深く関わる様々な公害の防止に努めます。
事故等による公害発生時には、市民の安全確保と原因究明ために迅速に対応します。

市の取り組み

- 道路交通の円滑化の推進
 - ・舗装整備や交通マナーを啓発し、道路騒音・振動対策を推進します。
- 固定発生源対策の推進
 - ・周辺環境への影響が大きい工場や事業所への調査・監視・指導をします。
 - ・騒音・振動・悪臭の法令などに基づく監視・指導をします。
- ダイオキシン類対策の推進
 - ・ダイオキシン類の発生を防止できない焼却炉の使用及び安易なごみ焼却を行わないよう監視、指導をします。
 - ・ダイオキシン類の調査を継続して行い、結果を公表します。
 - ・環境ホルモンやダイオキシンなど新たな環境問題についての情報収集、及び事業者・市民への情報提供をします。
- 調査・監視・啓発の推進
 - ・環境騒音調査を継続して行い、結果を公表します。

事業者の取り組み

- 発生源対策
 - ・事業所周辺での騒音環境に配慮します。
 - ・深夜営業の飲食店では周辺への迷惑騒音に配慮します。
 - ・悪臭原因物質を使用する事業所では悪臭防止に努めます。
 - ・建設現場では低騒音、低振動型機械の使用に努めます。
- ダイオキシン・有害化学物質対策
 - ・ダイオキシン類の発生のもととなる原料を使わない製品の製造、販売に努めます。
 - ・工場敷地内の有害化学物質による土壤汚染防止に努めます。

市民の取り組み

- 発生源対策
 - ・音響機器を使用する際には、使用時間、音量に配慮します。
 - ・近所に迷惑となるような悪臭を出さないように配慮します。
 - ・ごみの野焼き防止に努めます。

環境目標 2 : 水と緑豊かな自然があるまち (自然環境の保全)

環境目標

2 水と緑豊かな自然があるまち
(自然環境の保全)

重点目標

2-1 砂浜や自然海岸があり、海と島々の景観が美しい(海・海岸の保全)

重点施策 海の景観を守る

2-2 森林が保全され、山の自然環境が良好である(森林の保全)

基本施策 森林を守り、育てる

2-3 水辺の生き物がすむ水がきれいな自然の川がある(川の保全)

基本施策 水辺の自然を守る

基本目標

里山が守られ、自然とのふれあいがある

基本施策 自然と親しめる里山を守る

田園環境が守られている

基本施策 農地を守る

重点目標 2 - 1

砂浜や自然海岸があり、海と島々の景観が美しい(海・海岸の保全)

めざす成果目標	達成すべき環境の状態	自然海岸が保全されている	
	指標と目標値	5年後の目標値 平成 23 (2011) 年度	10年後の目標値 平成 28 (2016) 年度
	海の美しさに満足している市民の割合	10% (平成 18〔2006〕年度の環境市民アンケートでは満足 5.2%)	15%
	自然景観の保全に満足している市民の割合	10% (平成 18〔2006〕年度の環境市民アンケートでは満足 8.3%)	15%

重点施策 海の景観を守る

方針	市街地から間近に見える尾道水道の風景や、しまなみの風景など海と島々が織りなす美しい自然景観や自然の海岸線を守ることを重点的に取り組みます。	
協働の考え	市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・自然海岸及び海岸部の自然保全を図ります。 ・海岸部の自然保全と景観維持のため、海岸部での開発に対して適切な指導・誘導・啓発します。
	事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・自然海岸、海岸部の自然保全に協力します。 ・海岸部の自然景観と調和した建物景観整備に協力します。
	市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・自然海岸、海岸部の自然保全に協力します。 ・海岸部の自然景観と調和した建物景観整備に協力します。

平成 11 (1999) 年環境標語最優秀作品

大人の部 ポイ捨てを しないさせない 我が家のしつけ
中嶋 泉

子どもの部 ポイすてを やめてきれいな 町づくり
比屋好恵 (久山田小 3 年)
(当時の学年)

市の取り組み

基本方針

- 自然海岸の保全
 - ・貴重な自然海岸の保全を図ります。
 - ・海岸部の森林等の緑の保全を図ります。
- 自然景観の保全
 - ・海岸部の良好な景観維持向上について、適切に指導・啓発します。
- 海辺の清掃美化
 - ・海辺の清掃美化を推進します。

主要な施策事業

海上・海岸清掃事業

事業者の取り組み

海辺の環境保全活動

- ・自然海岸、海岸部の緑の自然保全に協力します。
- ・海岸部の自然と一体となった建物等の景観や開発造成に配慮します。
- ・海岸部の開発事業では、海の生態系に配慮します。

海辺の清掃美化活動

- ・海辺の清掃美化活動に参加・協力します。

市民の取り組み

海辺の環境保全活動

- ・自然海岸、海岸部の緑の自然保全に協力します。
- ・海岸部の自然と一体となった建物等の景観に配慮します。

海辺の清掃美化活動


- ・海にごみを捨てないようにします。
- ・海辺の清掃美化に参加・協力します。



因島の白滝山からみた瀬戸内海

重点目標 2 - 2

森林が保全され、山の自然環境が良好である(森林の保全)

めざす成果目標	達成すべき環境の状態	森林が維持管理され保全されている	
	指標と目標値	5年後の目標値 平成 23 (2011) 年度	10年後の目標値 平成 28 (2016) 年度
	山林の保全に満足している人の割合	15% (平成 18〔2006〕年度の環境市民アンケートでは満足 12.6%)	

基本施策 森林を守り、育てる

市域に広がる貴重な森林の自然環境、美しい自然景観を守ることに取り組みます

市の取り組み

基本方針

森林の保育

- ・森林所有者の協力のもと、育林に努めます。
- ・土地所有者の協力のもと、人工造林地の拡大に努めます。
- ・森林の持つ水源かん養機能等の維持増進を図ります。
- ・森林の有する多様な公益的機能の維持とそのための森林保全管理を啓発・支援します。

森林の景観保全

- ・松林の復元と自然景観の保全を図ります。

主要な施策事業

造林事業

松くい虫防除事業

森林総合整備事業(市行分収造林事業)

事業者の取り組み

森林の環境保全活動

- ・森林保全や植林活動に協力します。
- ・所有する森林については、適切な整備・管理に努めます。
- ・開発に際しては、森林環境の保全に配慮します。

市民の取り組み

森林の環境保全活動

- ・森林保全や植林活動に協力します。
- ・植林等の森林ボランティア活動などに参加・協力します。

重点目標 2 - 3

水辺の生き物がすむ水がきれいな自然の川がある(川の保全)

めざす成果目標	達成すべき環境の状態	川の水辺の自然が保全されている	
	指標と目標値	5年後の目標値 平成 23 (2011) 年度	10年後の目標値 平成 28 (2016) 年度
	河川の景観の保全に満足していると感じる市民の割合	10% (平成 18〔2006〕年度の環境市民アンケートでは満足 8.3%)	15%

基本施策 水辺の自然を守る

水辺の生き物に配慮し、水辺の貴重な自然環境、自然景観を守ることに取り組みます。

市の取り組み

基本方針

- 水辺環境の整備
 - 河川改修にあたっては、生態系を保全することにつながる環境保全型ブロック等を使用するなど、可能な限り自然環境の保全に配慮した工法を採用します。
- 川・水辺の保全活動の推進
 - 河川の水辺環境の自然保全を啓発します。
 - 市民活動による水辺保全の多様な取り組みを支援します。
 - 水辺の生き物調査を継続して行い、結果を公表します。

主要な施策事業

自然保全に配慮した河川改良事業

事業者の取り組み

- 川・水辺の環境保全活動
 - 開発に際しては、水辺環境の保全に配慮します。
 - 河川の清掃美化活動に参加・協力します。

市民の取り組み

- 川・水辺の環境保全活動
 - 川や海にごみを捨てない、汚さないようにします。
 - 河川の清掃美化活動に参加・協力します。

基本目標 里山が守られ、自然とのふれあいがある

基本施策 自然と親しめる里山を守る

里山や森林の自然とのふれあい、憩^いえる環境づくりに取り組みます。

市の取り組み

里山の保全と有効活用

- ・自然とふれあえる里山を保全します。
- ・里山を有効活用し、学習会や観察会を開催します。
- ・里山に関する情報を提供します。

自然体験の場の整備

- ・森林空間を総合的に活用し、市民の森林浴、林業体験や森林のレクリエーションの利用など、人と自然がふれあえる環境づくりを推進します。
- ・森林の遊歩道、その他施設の整備や維持管理など森林空間整備をします。

事業者の取り組み

里山の環境保全活動

- ・里山の保全活動に協力します。
- ・開発事業では里山の保全・活用に配慮します。
- ・森林の表土は開発後も利用できるように配慮します。

自然体験活動

- ・自然保全活動を支援します。

市民の取り組み

里山の環境保全活動

- ・里山の重要性について、理解を深めるように努めます。
- ・里山の保全活動に参加します。

自然体験活動

- ・自然とふれあう機会を増やすように努めます。
- ・自然とのふれあいを通じて自然環境の大切さを認識するように努めます。

平成12(2000)年環境標語最優秀作品

大人の部 守ろうよ 僕らの自然を 環境を

竹田圭志(久保中3年)

子どもの部 この自然 みんな友達 大切に

迫川雅至(栗原小5年)

(当時の学年)

基本目標 田園環境が守られている

基本施策 農地を守る

農業とのふれあいを深め、農地の保全に取り組みます。

市の取り組み

農地の保全

- ・中山間地域等直接支払事業^{*}を推進し、遊休農地の荒廃を防ぎ、中山間地域等における農用地の維持管理を支援します。
- ・農業用水や農業用排水施設、農業用道路等の有効利用を促進し、農地の保全を支援します。
- ・遊休農地の解消を推進します。

事業者の取り組み

農地保全

- ・農地、農業用水路、農道等における環境保全意識を高め、集落一体で取り組むように努めます。
- ・集落における農用地保全の意識を高め、集落協定に協力し、遊休農地の解消に努めます。
- ・農業に主体的に取り組む認定農業者^{*}等の育成に協力します。

市民の取り組み

農業とのふれあい

- ・農業体験に親しむ機会に参加するように努めます。
- ・家庭菜園や市民農園等を通じて農業とのふれあいを深めていくように努めます。
- ・農業生産のオーナー制度等に協力します。
- ・農地保全に協力します。

* 中山間地域等直接支払事業

中山間地域等では、平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利なため耕作放棄の増加等により、水源かん養機能、洪水防止機能等の多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな経済的損失が生じることが懸念されている。そのため、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、農業振興地域内の農用地区域内の農用地を対象に交付金を交付する制度。

* 認定農業者

農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づく農業経営改善計画の認定を受けている者。プロとしての農業経営をめざす農業者が、自ら作成する農業経営改善計画（5年後の経営目標）を市町村に提出し認定を受け、その計画達成に向けて様々な支援措置が受けられる。

環境目標 3 : 資源を大切にし、環境にやさしいまち (資源の循環利用)

環境目標

3 資源を大切にし、環境にやさしいまち (資源の循環利用)

重点目標

3-1 ごみの排出削減と資源のリサイクルや再利用がされている (ごみ減量・リサイクル)

重点施策 4Rを推進する

3-2 ごみの出し方、分別マナーが守られている(ごみ分別マナー)

重点施策 分別マナーを徹底する

3-3 ごみのポイ捨てや不法投棄がない(不法投棄防止)

重点施策 不法投棄を未然に防止する

基本目標

エネルギーの有効利用、省エネルギー化がされている

基本施策 省エネルギーを普及・啓発する

節水・水循環ができている

基本施策 水資源を有効利用する

重点目標 3 - 1

ごみの排出削減と資源のリサイクルや再利用がされている

(ごみ減量・リサイクル)

めざす成果目標	達成すべき環境の状態	ごみの減量・資源化が進んでいる	
	指標と目標値	5年後の目標値 平成 23 (2011) 年度	10年後の目標値 平成 28 (2016) 年度
	ごみの再資源化率	20% (平成 18 [2006] 年度 19.9%)	20.5%

重点施策 4 R * (Refuse・Reduce・Reuse・Recycle)を推進する

方針	生産から廃棄に至るまでのすべての過程を見据えて、環境に大きな負荷を与えない社会の実現に向け、4 R (Refuse・Reduce・Reuse・Recycle) の推進を重点的に取り組みます。	
協働の考え	市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの処理が適正に行われる仕組みづくりを支援します。 ・ごみを適正に処理します。 ・ごみ減量・リサイクルを啓発します。
	事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、ごみとなるものを作らない、売らない事業活動に努めます。 ・事業活動で出るごみを削減し、リユース・リサイクルに努めます。
	市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者、生活者としてごみの排出そのものを抑える生活に努めます。 ・リユース・リサイクルに努めます。

* 4R (Refuse・Reduce・Reuse・Recycle)

ごみを減らすために、次の4つ取り組みの頭文字「R」から生まれた言葉。「Refuse」を除いて3Rともいう。

Refuse リフューズ(断る)・・・発生源でごみになるものを断つこと

Reduce リデュース(減らす)・・・買う量・使う量を減らすこと

Reuse リユース(再使用)・・・くり返し使うこと

Recycle リサイクル(再資源)・・・資源に再生して再利用すること

市の取り組み

基本方針

- ごみの減量・リサイクルの推進
- ・ごみの分別の徹底と再資源化を啓発し、ごみの減量化を推進します。
- ・金属類、ガラス類、容器包装プラスチック及びペットボトルの再資源化を推進します。
- ・廃食油の回収・BDF*化を推進します。
- ・地域で取り組むごみの減量化やリサイクル活動を支援します。
- ・し尿、浄化槽汚泥を適正に処理し、再資源化を推進します。

主要な施策事業

- 資源物・天ぷら油回収事業
- ごみ排出量削減啓発事業
- ごみ排出量削減・リサイクルシステム確立

事業者の取り組み

ごみの減量・リサイクル活動

- ・過剰包装しないように配慮し、消費者の理解を求めるように努めます。
- ・使い捨ての商品は製造・販売しないように配慮します。
- ・長期使用可能な製品の製造に努めます。
- ・事業所でのごみの減量化に努めます。
- ・物を購入する際には環境にやさしい商品の購入（グリーン購入*）に努めます。

市民の取り組み

ごみの減量・リサイクル活動

- ・ごみの減量化に努めます。
- ・ごみを出さない消費生活に努めます。
- ・分別収集、再資源化に協力します。
- ・観光地等でのごみの持ち帰りに協力します。
- ・物を購入する際には環境にやさしい商品の購入（グリーン購入）に努めます。
- ・不用品は捨てずに、フリーマーケットやリサイクルショップ等を利用し、再使用に努めます。
- ・コンポスト（生ごみ処理機）等を利用した生ごみの再資源化に努めます。
- ・マイバッグ運動に協力します。

* BDF(バイオディーゼル燃料)

廃食油にメタノールと触媒を加えて製造したメチルエステル化された軽油代替燃料。ディーゼル車を走らせることができる。



廃食油のリサイクルであること、原料は植物を生産することでつくれること、硫酸化合物(SO_x)を発生しないこと、呼吸器障害の原因となる黒煙の排出量が軽油の3分の1以下となることに加え、植物起源の原料(=バイオマス)であることから、地球温暖化対策としても注目されている。

* グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。

重点目標 3 - 2

ごみの出し方、分別マナーが守られている(ごみ分別マナー)

めざす成果目標	達成すべき環境の状態	家庭からのごみの分別マナーが守られている	
	指標と目標値	5年後の目標値 平成 23 (2011) 年度	10年後の目標値 平成 28 (2016) 年度
	家庭からのごみの分別や出し方のマナーに満足している市民の割合	 (平成 18〔2006〕年度の環境市民アンケートでは満足 12.5%)	

重点施策 分別マナーを徹底する

方針	ルールに従い適切にごみを分別することで、ごみが資源として有効に再利用されることにつながります。循環型社会を築く出発点とするため、ごみの分別を重点的に取り組みます。	
協働の考え	市の役割	・ごみの分別を啓発します。
	事業者の役割	・ごみの分別ルールを守ります。
	市民の役割	・ごみの分別ルールを守ります。

平成 13 (2001) 年環境標語最優秀作品

大人の部 守りたい 地球の未来 子どもの未来

桑名明子

子どもの部 みちばたに・たばこのすいがら・すてないで

新谷真代 (三成小 6 年)

(当時の学年)

市の取り組み

基本方針

ごみの分別の徹底

- ・ごみ分別の徹底を啓発します。
- ・ごみ出しとごみ分別マナーの徹底に取り組む地域の活動を支援します。
- ・ごみステーションを適正に管理するための地域の美化活動を支援します。
- ・ごみの出し方のルールを守るように、市民や事業者へ周知します。

主要な施策事業

ごみ排出量削減啓発事業

事業者の取り組み

ごみの分別

- ・事業所で発生するごみの出し方や分別のルールを守ります。

市民の取り組み

ごみの分別

- ・ごみの出し方や分別のルールを守ります。
- ・学校、自治会などによる集団資源回収に協力します。

重点目標 3 - 3 ごみのポイ捨てや不法投棄がない(不法投棄防止)

めざす 成果 目標	達成すべき環境の状態	ごみの不法投棄がなく適正に処理されている	
	指標と目標値	5年後の目標値 平成 23 (2011) 年度	10年後の目標値 平成 28 (2016) 年度
	不法投棄箇所数	不法投棄マップ作成	マップ上の不法投棄箇所数の5%削減 (対比平成 23〔2011〕年度)

重点施策 不法投棄を未然に防止する

方針	公共空間への不法投棄を助長することのないようお互いが関心を持って、地域を監視する体制づくりを推進します。また、空き地を放置することがないように土地の適正管理を啓発し、不法投棄しにくい環境にしていくことを重点的に取り組みます。	
協働の 考え	市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみを適正に処理するように周知します。 ・不法投棄の監視パトロールを推進します。 ・地域の取り組みを支援します。 ・土地所有者に空き地を適正に管理するように啓発します。
	事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、産業廃棄物を適切に処理し、地域パトロールに協力します。
	市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみを適正に処理し、地域パトロールに取り組みます。

市の取り組み

基本方針

- 不法投棄の把握
 - ・不法投棄の問題を抱えている地域を把握し、不法投棄マップを作成します。
- 不法投棄の防止
 - ・不法投棄防止の周知や不法投棄監視に取り組む地域の活動を支援します。
 - ・「ごみのポイ捨て禁止」、「犬のふんの後始末」の看板設置など、啓発活動を支援します。
 - ・市民（公衆衛生推進協議会・町内会・ボランティア団体など）、事業者（任意で参加する企業）と連携してパトロールを強化します。
- 土地の適正管理の推進
 - ・荒地や空き地の土地所有者に不法投棄を未然に防止するように啓発します。
 - ・不法投棄の問題を抱える土地の管理者へ助言をします。

主要な施策事業

官民一体の不法投棄パトロール組織の設立

事業者の取り組み

不法投棄の防止活動

- ・決められたルール、法律に従い、適切にリサイクル・廃棄処分をします。
- ・不法投棄の監視パトロールに協力します。
- ・ごみのポイ捨てや不法投棄の後始末・清掃の地域での取り組みに協力します。

市民の取り組み

不法投棄の防止活動

- ・ごみのポイ捨てはやめます。
- ・決められたルール、法律に従い、適正にリサイクル・廃棄処分をします。
- ・互いに意識し、ごみのポイ捨てや不法投棄をさせないように努めます。
- ・不法投棄の監視パトロールに協力します。
- ・ごみのポイ捨てや不法投棄の後始末・清掃の地域での取り組みに協力します。
- ・地域をきれいにすることで、ごみを捨てられにくい環境づくりに協力します。
- ・観光地で出したごみは持ち帰るようにします。
- ・たばこの吸い殻やガムを道路等にポイ捨てするのはやめます。

滞在者の取り組み

ポイ捨ての防止活動

- ・観光地で出したごみは持ち帰るようにします。
- ・たばこの吸い殻やガムを道路等にポイ捨てするのはやめます。

基本目標 エネルギーの有効利用、省エネルギー化がされている

基本施策 省エネルギーを普及・啓発する

省エネルギー活動が日常生活や事業活動で普及するように啓発します。

市の取り組み

省エネルギー活動

- ・公共施設の太陽光発電システム導入など、エネルギーの有効利用を推進します。
- ・市が率先して節水・節電等の省エネルギー対策を推進します。
- ・省エネルギーの普及・啓発を推進します。

事業者の取り組み

省エネルギー活動

- ・冷房や照明の適正化など、工場・事業所における電気・ガス等のエネルギーの効率的な利用に努めます。
- ・省エネルギー型製品の開発、活用に努めます。
- ・工場・事業所での太陽光発電システムの導入に努めます。
- ・廃熱や新エネルギーの有効利用システムの導入に努めます。

市民の取り組み

省エネルギー活動

- ・電気・照明などをこまめに消すように努めます。
- ・冷暖房の設定温度に配慮します。(冷房時 28 以上、暖房時 20 以下)
- ・電化製品を選ぶ際には省エネルギー型のものを選ぶように努めます。
- ・環境家計簿をつけ、省エネルギー活動に協力します。
- ・公共交通機関を利用するように努めます。

平成14(2002)年環境標語最優秀作品

大人の部 暑い 寒いはあたりまえ! エアコンちょっと とめてみよう
尾美弘昭

子どもの部 せんざいは はかって使おう お母さん

竹田尚輝(三成小5年)
(当時の学年)

基本目標 節水・水循環ができています

基本施策 水資源を有効利用する

日常生活や事業活動における節水と水の再利用に取り組みます。

市の取り組み

水資源の有効利用

- ・水資源の有効利用を図るため、公共施設の雨水利用システムや再生水利用システムを検討します。
- ・下水処理水をろ過した後の維持管理用水への再利用を図ります。
- ・水資源を確保するために、節水意識を啓発します。

保水能力の向上

- ・水循環を確保するため、道路や公共施設の整備に際して、透水性舗装の整備や雨水浸透枘の設置を推進します。

事業者の取り組み

水資源の有効利用

- ・事業活動での節水に努めます。
- ・使用水の再利用に努めます。

市民の取り組み

水資源の有効利用

- ・お風呂の残り湯は、洗濯や庭の水まきに使用するよう努めます。
- ・雨水利用に努めます。
- ・日常生活での節水に努めます。
- ・節水機器の使用に努めます。

平成15(2003)年環境標語最優秀作品

大人の部 ゴミのポイ捨て やめましょう 目指そう 美しい尾道に
竹丸英司

子どもの部 犬のふん おいて帰ると ゴミになる

谷口友梨恵(久保小3年)
(当時の学年)

環境目標 4 : 歴史や文化とうるおいがあるまち (快適環境の保全)

環境目標

4 歴史や文化とうるおいがあるまち (快適環境の保全)

重点目標

4-1 清掃美化が行われ、まちの景観が美しい(まちの美化)

重点施策 まちを美しくする

4-2 歴史や文化が守られ、地域の文化財が継承されている
(歴史や文化の保全)

基本施策 歴史的文化遺産を守り、育てる

基本目標

公園や街路樹など安らげる身近な緑が多い

基本施策 身近にある緑を大切にする

ゆったりと安心して歩ける

基本施策 歩きやすい道にする

重点目標 4 - 1

清掃美化が行われ、まちの景観が美しい(まちの美化)

めざす成果目標	達成すべき環境の状態	まちがきれいで美しい	
	指標と目標値	5年後の目標値 平成 23 (2011) 年度	10年後の目標値 平成 28 (2016) 年度
	通りの広告看板、まちの景観に満足している市民の割合	9% (平成 18 [2006] 年度の環境市民アンケートでは満足 6.1%)	12%

重点施策 まちを美しくする

方針	<p>魅力ある美しいまちづくりに向け、まちの清掃活動を重点的に取り組みます。</p> <p>自然や歴史ある町並み、それらを含めたまちの景観の保全に努め、尾道らしい良好な景観づくりに取り組みます。</p>	
協働の考え	市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの環境美化を推進します。 ・良好な景観の保全に努めます。 ・歴史ある町並みの保全に努めます。
	事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの環境美化に協力します。 ・開発や建築にあたってまちの景観に配慮します。
	市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの環境美化に協力します。 ・建築にあたってまちの景観に配慮します。

市の取り組み

基本方針

環境美化の推進

- ・市民との協働により道路、観光地等の清掃活動を推進します。
- ・管理する施設を清掃し、まちの美化を推進します。
- ・地域の定期的な町内一斉清掃に協力します。

景観の保全・形成

- ・歴史や文化を活かした独自の景観形成を推進します。
- ・歴史ある町並みや文化施設の保全、それらを取り巻く自然を含めた良好な景観づくりを推進します。
- ・関係条例及び計画に基づき、建築等に対する届出・認定制度を運用します。
- ・良好な景観形成への市民意識の醸成のため、講演会やシンポジウムなどを開催します。

主要な施策事業

シティークリーニング（地域一斉清掃）

事業者の取り組み

環境美化活動

- ・まちをきれいにする環境美化活動に協力します。

景観の保全・形成

- ・景観に配慮した建築、開発に協力します。

市民の取り組み

環境美化活動

- ・清掃活動等のまちをきれいにする環境美化活動に協力します。
- ・犬の散歩中には、ふんの後始末のマナーを守ります。
- ・公衆トイレなどの公の設備はきれいに使うようにします。

滞在者の取り組み

環境美化活動

- ・公衆トイレなどの公の設備はきれいに使うようにします。

平成16（2004）年環境標語最優秀作品

大人の部 あげようよ 未来へ続く 明るい扉 節電節水省エネ節約

井本舞香（高西中3年）

子どもの部 テレビを見たら 電源じゃなく 主電源をきろう

吉田亜佳里（吉和小5年）

（当時の学年）

重点目標 4 - 2

歴史や文化が守られ、地域の文化財が継承されている
(歴史や文化の保全)

めざす成果目標	達成すべき環境の状態	地域の文化財が保存・継承されている	
	指標と目標値	5年後の目標値 平成 23 (2011) 年度	10年後の目標値 平成 28 (2016) 年度
	登録文化財	30件 (平成 18〔2006〕年現在 27件)	
	文化財愛護少年団市内小学校加入率	70% (平成 18〔2006〕年現在 52%)	

基本施策 歴史的文化遺産を守り、育てる

世界遺産登録にふさわしいまちづくりに向け、歴史的文化遺産の保全と、それを担う後継者の育成を推進します。

市の取り組み

基本方針

文化財の保存

- ・東御所町から尾崎本町に至る尾道三山の南エリア(旧市街地)において、歴史的建造物等の町並み調査をします。
- ・広島県及び尾道市指定民俗文化財保存団体に対し、文化財の継承を支援します。
- ・地域の建造物、天然記念物について、登録文化財制度の活用を推進し、住民の地域への誇りの醸成と文化財の保存を啓発します。
- ・市内各地域の歴史や文化財を学び、郷土への愛着を持ち、文化財の保存と継承の理解を深めていくよう、文化財愛護少年団への加入を推進します。

歴史的施設の保全

- ・歴史的施設を整備し、市民や観光客が尾道の歴史にふれることのできる場となるように活用します。

主要な施策事業

登録文化財制度の活用

文化財保護事業

建造物及び町並み調査事業

事業者の取り組み

- 文化財の保存
- ・地域の文化財の継承に協力します。
- 歴史的な町並みの保全
- ・歴史的な町並みの保全に配慮したまちづくりに協力します。

市民の取り組み

- 文化財の保存
- ・地域の文化財の継承に協力します。
 - ・地域の歴史を学ぶように努めます。
- 歴史的な町並みの保全
- ・歴史的な町並みの保全に配慮したまちづくりに協力します。

滞在者の取り組み

- 文化財の保存
- ・地域の文化財の継承に協力します。
- 歴史的な町並みの保全
- ・歴史的な町並みの保全に配慮したまちづくりに協力します。

基本目標 公園や街路樹など安らげる身近な緑が多い

基本施策 身近にある緑を大切にする

身近にある緑の保全や公園など公共施設の緑化を推進します。

市の取り組み

緑化の推進

- ・市街地の緑を増やすため、道路や公共施設の緑化に努めます。
- ・海岸や河川の親水空間を活かし、市街地で身近に安らげる緑の創出に努めます。
- ・身近に緑にふれ、子どもから高齢者まで安らげる空間整備に努めます。
- ・市の道路、河川や公園について、緑の維持管理をします。
- ・地域の人たちが公園の花壇や道路の植栽地の維持管理に協力してもらえるように支援します。
- ・地域にある公園などの維持管理について啓発します。

事業者の取り組み

緑化活動

- ・施設内の花壇や植栽地などの緑地の維持管理をします。
- ・地域の緑化活動に参加・協力します。

市民の取り組み

緑化活動

- ・庭やベランダに花や木を植え、ブロック塀いけがきを生垣にするなど、身近な緑を増やすように努めます。
- ・緑の大切さを理解し、進んで緑化活動に参加・協力します。
- ・地域にある公園などの緑の維持管理に協力します。

平成17(2005)年環境標語最優秀作品

大人の部 よい環境 知恵を出し合い 創るもの

石川義明

子どもの部 もったいない まだつかえるよ すてないで

栗田翔太(戸崎小6年)

(当時の学年)

基本目標 ゆったりと安心して歩ける

基本施策 歩きやすい道にする

子どもから高齢者などの全ての歩行者にとって安全な道路づくりに取り組みます。

市の取り組み

- バリアフリーの歩行者空間整備
- ・市バス車両にノンステップバスを計画的に導入し、バリアフリー化を推進します。
 - ・JR尾道駅周辺道路の歩行空間のバリアフリー整備を推進します。
 - ・需要実態を見極めたデマンドバス*、福祉バスの導入等のバス路線の代替手段の確保について検討し、地域の公共交通輸送対策を推進します。
- 駐車・駐輪対策の推進
- ・違法駐車対策を推進します。
 - ・駐輪場を維持管理し、禁止区域への駐輪対策や放置自転車対策を推進します。

事業者の取り組み

- 歩行者に配慮した交通マナー
- ・迷惑駐車・駐輪はしない、させないようにします。
 - ・生活道路を通過するときは歩行者に配慮した自動車運転をします。

市民の取り組み

- 歩行者に配慮した交通マナー
- ・歩道・広場など歩行の妨げになるような場所での駐輪はやめるようにします。
 - ・交通障害となる迷惑駐車はやめるようにします。
 - ・生活道路を通過するときは歩行者に配慮した自動車運転をします。

滞在者の取り組み

- 歩行者に配慮した交通マナー
- ・迷惑駐車や駐輪はやめるようにします。
 - ・生活道路を通過するときは歩行者に配慮した自動車運転をします。

* デマンドバス

デマンド方式(「デマンド」=demand=要求する)ともいい、乗客の需要に応じて随時バスを運行させるシステム。基本路線の外に迂回路線うがいのを設定し、運行するバスである。

環境目標 5 : みんなで環境を守り、育てるまち (参加と協働)

環境目標

5 みんなで環境を守り、 育てるまち (参加と協働)

重点目標

5-1 子どもへの環境教育やだれもが参加できる環境学習が行われている(環境教育・学習)

重点施策 環境教育・学習を進める

5-2 市・事業者・市民が協働して環境保全に取り組んでいる(協働)

重点施策 協働の仕組みをつくる

5-3 環境情報の交流が活発に行われている(環境情報)

基本施策 環境情報を共有する

5-4 地球環境保全に取り組んでいる(地球環境保全)

基本施策 地球環境保全を推進する

重点目標 5 - 1

子どもへの環境教育やだれもが参加できる環境学習が行われている
(環境教育・学習)

めざす成果目標	達成すべき環境の状態	学校教育や生涯学習において、環境教育・学習の授業や講座が充実し、子どもから大人まで主体的に学んでいる	
	指標と目標値	5年後の目標値 平成 23 (2011) 年度	10年後の目標値 平成 28 (2016) 年度
	市が主催する環境学習講座の参加者数	450人 (平成 18 [2006] 年度 約 300人)	600人
	こどもエコクラブ* 会員登録人数	20人 (平成 18 [2006] 年度 0人)	30人

重点施策 環境教育・学習を進める

方針	身近な環境を知り、気づき、考え、行動できるような環境教育・学習が開催され、それに多くの市民が参加できる体制づくりを重点的に取り組みます。	
協働の考え	市の役割	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育・学習を充実するための人づくり、場づくり、仕組みづくりに取り組みます。 家庭・学校・地域が連携して環境教育・学習に取り組むよう支援します。
	事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> 学校や地域での環境教育・学習に協力します。
	市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 学校での環境教育を通じて、家庭においても子どもとの環境に関する対話と理解を深めるように努めます。 地域での環境学習にも関心を持ち積極的に参加します。

* こどもエコクラブ

子どもたちが地域において主体的に環境学習及び環境保全活動に取り組み、「子どもたちの、子どもたちによる、子どもたちのための環境活動」を行うクラブのこと。

将来にわたる環境の保全への高い意識を醸成することを支援するため、環境省が平成 7 (1995) 年 6 月から全国の小中学生に呼びかけて募集登録している。

各クラブは、小中学生数人から 20 人程度で構成され、大人 (保護者等) がサポーターとして助言・連絡を行う。

市の取り組み

基本方針

環境教育・学習の推進

- ・生涯学習講座を通じて市民の環境学習を推進します。
- ・「豊かな体験機会提供事業」を通じて小中学生の環境教育を推進します。
- ・学校学習の中で一般廃棄物処理施設の見学、ごみ収集作業や資源物回収作業の体験学習を通じて、ごみ減量化・リサイクルの意識啓発をします。
- ・島しょ部で海辺の生物観察会を行い、島を取り巻く動植物の学習をします。
- ・河川部において水生生物観察会を行い、河川の水質に関する学習をします。
- ・地域の清掃活動への参加や環境関連事業所への見学・体験学習など、学生が主体的に参画する環境教育を推進します。
- ・環境学習を地域で行えるように、環境問題に取り組む地域の人材育成を支援します。
- ・ボランティア団体や学校が連携して取り組む環境学習を推進します。

主要な施策事業

環境体験学習

海辺の生物探検隊

地域環境リーダ育成のモデル地域事業(仮称)

環境学習実践促進モデル事業(仮称)

事業者の取り組み

環境教育・学習活動の協力

- ・環境イベント等に支援・協力します。
- ・職場内・外での環境研修に努めます。

市民の取り組み

環境教育・学習活動

- ・環境イベントや環境教室に参加します。
- ・「こどもエコクラブ」の活動に参加します。また、大人たちは子どもたちの行動を支援するように努めます。
- ・子どもと一緒に自然にふれる機会を増やすように努めます。
- ・身近な自然観察会や自然環境調査に参加します。

重点目標 5 - 2

市・事業者・市民が協働して環境保全に取り組んでいる(協働)

めざす成果目標	達成すべき環境の状態	事業者・市民の取り組みと市の取り組みが相互に連携しながら行われている	
	指標と目標値	5年後の目標値 平成 23 (2011) 年度	10年後の目標値 平成 28 (2016) 年度
	環境推進会議 (仮称)	設 置	協働の活動実施

重点施策 協働の仕組みをつくる

方針	<p>市民、学校や事業者などの間で、意見交換や協働するための組織を構築することを重点的に取り組みます。</p> <p>各地域が抱える問題を共有し、意見交換できる体制を構成することを重点的に取り組みます。</p>	
協働の考え	市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・協働の仕組みをつくります。 ・地域の環境特性や活動に応じた施策の実施と活動を支援します。
	事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・協働の取り組みに積極的に参加するとともに、事業者団体のネットワークの構築に協力します。
	市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・協働の取り組みに積極的に参加するとともに、ボランティア団体のネットワークの構築に協力します。



平成 18 (2006) 年 11 月に行われた「環境まつり in おのみち」。市・事業者・市民が協働で行った。市内初の市民啓発型イベント

市の取り組み

基本方針

ボランティア活動の支援

- ・ボランティア団体と市の連携強化を図ります。
- ・ボランティア団体が取り組む協働の活動を支援します。
- ・ボランティア団体と市の連携がスムーズに行われるよう相談窓口の充実を図ります。

地域の環境保全活動の支援

- ・地域が主体的に取り組む環境保全活動を支援します。
- ・地域が抱える独自問題に対する対策を図ります。

パートナーシップ体制の構築

- ・市民から提案してもらう市・事業者・市民協働の提案事業を創設し、市民との協働の取り組みを推進します。
- ・市・事業者・市民が連携して、環境保全に取り組むネットワークの構築を推進します。

主要な施策事業

公衆衛生推進協議会補助事業

尾道市地域ボランティア活動推進事業

おのみち環境ネットワーク（仮称）の構築

事業者の取り組み

パートナーシップ活動

- ・市・事業者・市民のパートナーシップ体制づくりに参加・協力します。
- ・ボランティア団体との連携を深め、活動に協力します。
- ・事業者同士の連携に努めます。

市民の取り組み

パートナーシップ活動

- ・市・事業者・市民のパートナーシップ体制づくりに参加・協力します。
- ・ボランティア団体の活動に参加・協力します。

平成18（2006）年環境標語最優秀作品

大人の部 ボイ捨て厳禁、守って誇れる 観光尾道
金口 巖

子どもの部 節電、節水に心がけよう 地球温暖化防止のために
大本 瑞己（栗原小5年）
（当時の学年）

重点目標 5 - 3 環境情報の交流が活発に行われている(環境情報)

めざす 成果目標	達成すべき環境の状態	市・事業者・市民の間で相互に環境情報を交流できている	
	指標と目標値	5年後の目標値 平成23(2011)年度	10年後の目標値 平成28(2016)年度
	市の環境ホームページ	市の環境ホームページの作成と内容充実	環境ホームページのアクセス件数の増大

基本施策 環境情報を共有する

市の環境情報を発信するとともに、市・事業者・市民が持つ環境情報の相互交流を図ります。

市の取り組み

基本方針

情報提供の充実

- ・環境保全活動に取り組む団体等に対する情報提供、窓口相談を推進します。
- ・環境情報に関する市ホームページを充実し、ホームページを活用して市民と市が双方向の情報交換ができる仕組みを構築します。

情報収集の充実

- ・環境に関する市民満足度調査を実施し、市民の要望を的確に把握します。

主要な施策事業

市民満足度調査実施事業

広報広聴活動充実事業

ホームページの作成

事業者の取り組み

情報の受発信

- ・環境情報に関心を持ち、事業者の環境保全活動情報を発信するように努めます。
- ・環境情報のネットワーク構築に協力します。
- ・市や市民からの問い合わせに対して的確に情報を公開するように努めます。

市民の取り組み

情報の受発信

- ・環境情報に関心を持ち、環境情報の把握に努めます。
- ・環境情報のネットワーク構築に協力します。
- ・市に対する意見を積極的に発信するように努めます。

重点目標 5 - 4 地球環境保全に取り組んでいる(地球環境保全)

めざす成果目標	達成すべき環境の状態	地球環境保全に取り組んでいる	
	指標と目標値	5年後の目標値 平成 23 (2011) 年度	10年後の目標値 平成 28 (2016) 年度
	地球環境保全の学習会	年 1 回開催	年 3 回開催

基本施策 地球環境保全を推進する

市・事業者・市民が連携して地球環境保全に取り組むように、市民に関心と行動を広めていくことに取り組みます。

市の取り組み

基本方針

地球環境保全の推進

- ・市役所庁内での省エネルギー活動をより強化する尾道市地球温暖化防止計画を改正し、実施します。
- ・地球温暖化防止行動として、市の事務事業で発生する温室効果ガスの排出抑制を推進します。
- ・地球環境問題の情報を提供し、事業者や市民の意識啓発をします。
- ・市民に対して環境家計簿の普及・啓発します。
- ・ISO14000 シリーズ*やエコアクション 21*などの環境マネジメントシステムの普及・啓発します。

主要な施策事業

広報活動の充実

* ISO14000シリーズ

国際標準化機構 (ISO) が定める『環境マネジメントシステム規格』。

中核となる ISO14001 は、環境マネジメントシステムをどのように構築すればよいかを定めた仕様書となる。

取得するには経費と労力を要するが、企業イメージの向上、効率的な省資源、省エネルギー、環境問題への迅速な対応、環境リスクの事前回避などのメリットがある。

* エコアクション 21

環境省において、平成 8 (1996) 年より幅広い事業者に対して、自主的に「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動することができる」簡易な方法を提供する目的で策定したプログラム。

環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合したもので、ISO14001 と同じようなメリットがあり、中小企業や学校などでも容易に取り組めるように規定されている。

平成 16 (2004) 年度より認証登録制度に活用できるように改定した。

事業者の取り組み

地球環境保全活動

- ・地球環境問題に十分配慮し、適正に対処するように努めます。
- ・ISO14000シリーズやエコアクション21を取得し、環境マネジメントシステムの確立に努めます。

市民の取り組み

地球環境保全活動

- ・地球環境問題に関心を持つように努めます。
- ・環境家計簿をつけ、地球環境保全活動に協力します。
- ・フェアトレード*に関心を持ち、協力します。



市内で起こった豪雨による水害のようす。

もし、地球温暖化によって海面が上昇し、同時に異常気象などによる豪雨や台風が頻繁に発生した場合、市内の島しょ部を中心に深刻な影響を与えると考えられる。

* フェアトレード(公正貿易)

環境に優しい農業などに取り組む途上国の生産者の商品を先進国の消費者が購入し、生産者が正当な利益を得るよう保証する貿易形態。

生産者の経済的自立の支援と同時に、環境への負荷を与えずに環境を自らの手で管理できる。

商品は手織り・手編み・草木染めの衣類、無農薬・低農薬及び有機栽培の食品、手すきの非木材紙や再生紙を使った製品、野生の豊富な素材を使った手づくりの日用雑貨などが多い。

尾道市環境基本計画の施策体系

環境保全のための目標

目標達成のための取り組み

望ましい環境像

環境目標

重点目標

基本目標

重点施策

基本施策

海、緑、文化につつまれた地球と人にやさしいまち尾道

安全で健康なくらしがあるまち
(生活環境の保全)

- 1-1 水質汚濁がなく、海や川の水がきれいである(水質の保全)
- 1-2 大気汚染がなく、空気がきれいである(大気の保全)
- 1-3 いつでもおいしい水道水が飲める(良質な水道)

食の安全が守られている
騒音・振動がない 悪臭がない 環境汚染がない

家庭や事業所からの排水をきれいにする

- 自動車交通や事業所の大気汚染対策を行う
- 良質な水道水を安定供給する
- 安全でおいしい食材を守る
- 生活環境を守る

2 水と緑豊かな自然があるまち
(自然環境の保全)

- 2-1 砂浜や自然海岸があり、海と島々の景観が美しい(海・海岸の保全)
- 2-2 森林が保全され、山の自然環境が良好である(森林の保全)
- 2-3 水辺の生き物がすむ水がきれいな自然の川がある(川の保全)

里山が守られ、自然とのふれあいがある
田園環境が守られている

海の景観を守る

- 森林を守り、育てる
- 水辺の自然を守る
- 自然と親しめる里山を守る
- 農地を守る

3 資源を大切にし、環境にやさしいまち
(資源の循環利用)

- 3-1 ごみの排出削減と資源のリサイクルや再利用がされている(ごみ減量・リサイクル)
- 3-2 ごみの出し方、分別マナーが守られている(ごみ分別マナー)
- 3-3 ごみのポイ捨てや不法投棄がない(不法投棄防止)

エネルギーの有効利用、省エネルギー化がされている
節水・水循環ができている

- 4 Rを推進する
- 分別マナーを徹底する
- 不法投棄を未然に防止する

- 省エネルギーを普及・啓発する
- 水資源を有効利用する

4 歴史や文化とうるおいがあるまち
(快適環境の保全)

- 4-1 清掃美化が行われ、まちの景観が美しい(まちの美化)
- 4-2 歴史や文化が守られ、地域の文化財が継承されている(歴史や文化の保全)

公園や街路樹など安らげる身近な緑が多い
ゆったりと安心して歩ける

まちを美しくする

- 歴史的文化遺産を守り、育てる
- 身近にある緑を大切にする
- 歩きやすい道にする

5 みんなで環境を守り、育てるまち
(参加と協働)

- 5-1 子どもへの環境教育やだれもが参加できる環境学習が行われている(環境教育・学習)
- 5-2 市・事業者・市民が協働して環境保全に取り組んでいる(協働)
- 5-3 環境情報の交流が活発に行われている(環境情報)
- 5-4 地球環境保全に取り組んでいる(地球環境保全)

- 環境教育・学習を進める
- 協働の仕組みをつくる

- 環境情報を共有する
- 地球環境保全を推進する